

(案)

長久手市議会広報広聴協議会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市議会会議規則（昭和48年長久手町議会規則第1号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、広報広聴協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会だよりの編集に関すること。
- (2) 議会ホームページに関すること。
- (3) 議会報告会及び市民との意見交換会に関すること。
- (4) 市民アンケートに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、長久手市議会議員（以下「議員」という。）を会員として組織する。ただし、議長は会員とならないものとする。

(会員の任期)

第4条 会員の任期は、議員の任期とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長は副議長、副会長は部会長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の設置)

第6条 協議会に部会を置く。

- 2 部会の所掌事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 広報部会 第2条第1号及び第2号に掲げる事務並びに同条第5号に掲

げる事務のうち議会の広報に関すること。

(2) 広聴部会 第2条第3号及び第4号に掲げる事務並びに同条第5号に掲げる事務のうち議会の広聴に関すること。

3 部会は、部会長及び会員をもって組織する。

4 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

5 部会長及び副部会長は、部会に属する会員の互選により定める。

6 会長は、部会には属さない。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会員の任期は2年とする。

(運営)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、協議会の運営については、長久手市議会委員会に関する条例（昭和23年長久手村条例第8号。以下「条例」という。）に定める常任委員会の運営の例による。

(協議会等の公開)

第8条 協議会及び部会（以下「協議会等」という。）は、これを公開する。ただし、協議会等の決定により非公開とすることができる。

2 協議会等の傍聴については、条例第16条の規定を準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項はその都度協議する。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

(案)

長久手市議会基本条例（平成26年条例第42号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 議会は、本会議、委員会及び協議 又は調整を行うための場を原則と して市民に公開するものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 議会は、本会議、委員会及び全員 協議会_____を原則と して市民に公開するものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p>